

令和 8 年 6 月 ● 日
松江市公共交通利用促進市民会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

従来、島根県内においては、各市町村の交通サービスの水準・形態とも様々であり、どの路線を維持し、こういった手法で運行するかについては、最終的には、各市町村の判断において設定されるべきものであるが、生活交通の確保については、県においても相当の責任を負うという考え方から、本県においては、一定の要件の下に県も支援を実施しており、県及び市町村が連携することにより、県民の日常生活に密着した生活交通の維持を図ってきたところである。また、JR西日本による三江線廃止に伴う沿線地域における代替交通の確保維持にも努めるなど、地域独自の課題への対応も県及び関係市町村で対応してきているところ、生活交通は地域の幹線に様々な形態の地域内交通が接続することによりネットワークを形成し、最も効率的にその機能を発揮するものであると考えられるが、本県においては、市街地を運行する系統も含めて、ほぼ全ての地域間幹線系統が事業として成り立たない状況にあり、本事業を活用して、ネットワークの核となる地域間幹線系統を持続的に維持確保しようとするものである。

松江市においては、鉄道・路線バスを幹線交通として、中心市街地と周辺部・町村部を相互につなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築を目指した交通まちづくりを行っている。

また、中心市街地に集積している総合病院・大規模小売店等が市民の日常生活機能を担う中で、これらの幹線交通は車を運転できない高齢者等を中心とした市民が各地域から中心市街地へ移動するために必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用自動車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

医療機関、小売店舗、金融機関等の日常生活機能が中心部へ集積していく中、住み慣れた地域での生活を続けるためには、利便性の高い公共交通の存続が不可欠である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、万原線、恵曇線及び玉造線を確保・維持することで、住民が利用しやすい交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

目標としては令和 7 年度実績を上回ることを目指し以下のとおりとする。

《万原線》

利用者数を 306,172 人以上（令和 7 年度の実績 306,172 人）とする。
松江市からの支出を 42,736 千円以下（令和 7 年度の実績 42,736 千円）とする。
収支率を 53.14%以上（令和 7 年度の実績 53.14%）とする。

《恵曇線》

利用者数を 368,601 人以上（令和 7 年度の実績 368,601 人）とする。
松江市からの支出を 38,484 千円以下（令和 7 年度の実績 38,484 千円）とする。
収支率を 57.58%以上（令和 7 年度の実績 57.58%）とする。

《玉造線》

利用者数を 254,888 人以上（令和 7 年度の実績 254,888 人）とする。
松江市からの支出を 34,457 千円以下（令和 7 年度の実績 34,457 千円）とする。
収支率を 55.89%以上（令和 7 年度の実績 55.89%）とする。

（２）事業の効果

生活交通の多くが、地域間幹線系統と接続しており、主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的な移動することを可能にしている。

本事業により、地域間幹線系統の路線を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

万原、恵曇、玉造線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・松江市交通局との共同運行計画実施による効率的な運行

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり（該当箇所色付け）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり（該当箇所色付け）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・運行事業者からの提供データによる利用者数や収支状況のモニタリング
- ・公共交通に対する公的資金導入額をモニタリング
- ・市民アンケート調査により路線バスに対する総合的な満足度、公共交通による外出頻度を把握（令和 10 年度実施予定）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり（各市町において、該当する路線名に色づけ）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
本市においては地域間幹線も含めて、ほぼ全ての生活路線は赤字であり、事業者にとって将来にわたって当該事業における利益が見込めない中で、多額の資金を必要とするバス車両の更新は大きな負担であることは明らかである。 こうしたことから、車両更新への支援は必要な路線を継続的に維持する上で必要不可欠であり、本事業を活用して、必要な車両更新を後押しすることにより、地域間幹線を持続的に維持確保しようとするものである。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標
ノンステップバスの導入を図り、導入率 79.7%を上回ることを目標とする。 《万原線》 利用者数を 306,172 人以上（令和 7 年度の実績 306,172 人）とする。 松江市からの支出を 42,736 千円以下（令和 7 年度の実績 42,736 千円）とする。 収支率を 53.14%以上（令和 7 年度の実績 53.14%）とする。 《恵曇線》 利用者数を 368,601 人以上（令和 7 年度の実績 368,601 人）とする。 松江市からの支出を 38,484 千円以下（令和 7 年度の実績 38,484 千円）とする。 収支率を 57.58%以上（令和 7 年度の実績 57.58%）とする。 《玉造線》 利用者数を 254,888 人以上（令和 7 年度の実績 254,888 人）とする。 松江市からの支出を 34,457 千円以下（令和 7 年度の実績 34,457 千円）とする。 収支率を 55.89%以上（令和 7 年度の実績 55.89%）とする。
（２）事業の効果

計画的に車両更新を進めることにより、順次、バス車両の快適性を高めることにより、利用者の増加に寄与するとともに、また、ノンステップバスの導入を促進することを目標とし、障がい者や高齢者にとっても、よりやさしい公共交通となることを目指す。

万原、恵曇、玉造線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6、表7を添付（該当箇所色付け）

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和8年6月8日 第1回松江市公共交通利用促進市民会議を開催
令和8年度の事業計画等を審議し、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

対象系統の沿線市町が住民や利用者から聴取した意見を、協議会において報告。便数の増、バス停の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれの幹線系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、減便せず、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数。

そのため、令和8年度の計画としては、現状程度の系統を維持し、今後も行政と沿線住民、事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 松江市末次町 86 番地

(所 属) 松江市まちづくり部交通政策課

(氏 名) 野津・深田

(電 話) 0852-55-5884

(e-mail) kotsu@city.matsue.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。